

鏡石町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
事業継続緊急支援

店舗等家賃賃借料を補助

上限  
5万円

一般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、業況が悪化した事業用の店舗等を賃借し事業を営む事業者に対して、店舗・事業所等の家賃の賃借料の1か月分を補助（上限5万円）します。

【給付要件】

鏡石町内に店舗・事務所を構え、事業用の店舗等を賃借して町内で事業を営む事業者の方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費活動自粛の影響により、令和2年2月～7月までの売り上げのうち、ひと月の売り上げが前年同月対比で **20%**以上減収した者で、申請後3か月以上の事業継続を行う予定の者（個人事業主にあつては、申告の収入・所得区分が事業（営業等）である者）

※6ページの鏡石町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業継続緊急支援給付金を受給した方が対象となります（対象・申請等については町商工会にお問い合わせください）。

【給付額】 店舗・事務所等家賃賃借料の1か月分の額（上限5万円）  
（現場事務所や事業用以外の物件については対象外）

【申請方法】 申請書に記入の上、鏡石町商工会に郵送または直接持参にて申請

【添付書類】

- ①申請書兼誓約（同意）書
- ②賃貸借契約書の写しまたは賃借料が確認できる書類  
※減収の確認及び振込先については、事業継続緊急支援給付金の申請時の添付書類で確認します。

【申請期間】 令和2年7月1日(水)～

【申請先】 鏡石町商工会 〒969-0404 鏡石町中央 245 番地

【問い合わせ先】 鏡石町商工会  
☎ 0248-62-2340（平日9時～16時）



対象拡充

減収率  
30%  
20%に

鏡石町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

『事業継続緊急支援給付金』  
追加給付します！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売り上げの急減により業況が悪化した鏡石町内の店舗等に対して、「事業継続緊急支援給付金」を給付します。

- 【変更点】
- ①減収の要件を **30%**（甚大な被害にあつては **50%**）の減収から一律 **20%** の減収に拡充
  - ②新たな給付対象期間として第2期（本年5月～7月）を創設

【給付要件】

鏡石町内に店舗・事務所を構え町内で事業を営む事業者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、下記の対象期間中のひと月の売り上げが前年同月対比で **20%**以上減収した者で申請後、3か月以上の事業継続を行う予定の者（個人事業主にあつては、申告の収入・所得区分が事業（営業等）である者）

- 【対象期間】
- ①第1期 令和2年2月～4月
  - ②第2期 令和2年5月～7月

【給付額】 1事業者につき10万円（各期ごと）

【申請方法】 申請書に記入の上、鏡石町商工会に郵送または直接持参にて申請

- 【添付書類】
- ①申請書兼誓約（同意）書
  - ②売上高等の実績が確認できる書類（試算表、売上台帳等）
  - ③売上高計算表
  - ④直近の確定申告書、決算報告書、法人事業概要説明書等の写し（町で申告されている方は、住民税申告書の写し）
  - ⑤通帳の写し（表紙を開いて1ページ目の部分）

【申請期間】 令和2年7月1日(水)～

【申請先】 鏡石町商工会 〒969-0404 鏡石町中央 245 番地

【問い合わせ先】 鏡石町商工会 ☎ 0248-62-2340（平日9時～16時）



※第1期給付（令和2年2月～4月の減収分）についても、引き続き申請を受け付けています。給付要件も拡充されていますので、再度ご確認ください。なお、詳しくは町商工会までお問い合わせください。

